

第567号
2014年10月24日
共同実施を断念させよう

東学

東京都学校事務職員労働組合
東京都新宿区高田馬場 3-14-14
03-3367-6783
東学 Web <http://tougaku.net/>

「給与事務の範囲内」?! いくらなんでもそれはないでしょ

《勤勉手当誤支給問題》

9月16日 17時より、東学は、アトム・学校事務ユニオンとともに、勤勉手当誤支給（過払い）問題について都教委に対して要請を行った。交渉での解決を都教委に求めたが、拒否されたため、やむなく要請（話し合いで問題を解決する場ではない）となった。

都教委は、組合の追求に対して「給与事務の範囲内」と回答。我々が、間違えたときも、ごめんとさえ言えば、後は「事務の範囲内」と都教委に言えばいい?ということになる。

要請では、問題を詰めていき、解決していくことは難しい。都教委は、真剣に解決する気があるのであろうか?。

I 要求書に対する回答

- 導入初回の成績率の誤りという事態を重く受け止め、現場教職員の誰もが望んでいない成績率を次回支給から廃止すること。
⇒一般職員への成績率の導入につきましては、国や民間の動向を踏まえつつ、職員の頑張りに応え、職責・能力・業績を一層細かく給与に反映させるため、平成25年度から導入されているものであり、廃止することは考えていない。
- 2013年度の勤勉手当の誤支給分の返納を止めること。
⇒今回の誤支給分については結果的に誤支給を受けた職員が都から本来受けるべきでない利益を受けた形となり、都としては返納を請求せざるをえない。
- もし返納が行われた場合、返納にかかる事務処理は都教委が責任を持って行うこと。
現金返納に関する事務、再年調に関する事務を学校事務職員に行わせないこと。都教委の関係する事務局職員によって行うこと。
⇒返納に関する事務については、所属や本人の負担が少なくなるよう原則として相殺による対応としている。その他ご指摘いただいた事務処理については可能ななかぎりシステムを活用し、学校での事務負担が少なくなるよう検討していく。
- 9月2日に行われた組合に対する情報提供の場を提案交渉として位置付けること。また今後この件について行われる協議等については交渉として位置付けること。
⇒9月2日に設置した場については情報提供という形で行っていただいた。事前に仕切らせていただいているようにこれを交渉とは位置付けられない。今後についても窓口で整理したうえで対応していきたい。

II 回答後のやりとり

組合： 今回の事態が発覚して、返納ということになったが、その返納に関する様々な事務処理について学校事務職員にやれという指示が出されている。この仕事というのは、都教委のミスによって発生したものであり、本来やらなくてもよい余計な仕事である。現金返納分の徴収や金融機関への納付、再年末調整、そして共済掛金の現金還付分の本人への支払いなどその仕事は多岐にわたる。

この増えた余計な労働は明らかに私たち事務職員の労働条件の問題であり、この件についての協議が職免による交渉にならないのはおかしい。

なぜ事務担当者あてにお詫びの文書もないのか。余計な仕事をこの忙しい時期にやらなければならないことについて都教委としてどう考えているんだ。都教委の姿勢いかんでは、この仕事をやることは妥当ではないと考えている。

- 都教委：今回の誤支給に関する事務は一過性のものであり、給与事務の範囲内のものである。事務職員の労働条件には当たらない。よって今回の場合は情報提供である。
- 今回の誤支給は結果として本人の利益となってしまっている。その部分については返納が発生してくる。そしてその事務は通常業務の一環である。仕事をしていただくことについては学校長に対してお詫びをしている。
- 組合： 成績率は条例上はその都度定めることになっている。定めたとおりに支払われたわけだが、退職者に対して内規等を振りかざしてお金が取れるのか。債権が発生したのは今年の時点でしょう。内規みたいなものにはかかっていないことについて債権が主張できるのか。思い出すのは査定昇給が入った時の間違いだが、教員全員を4月に昇給させてしまったのを是正しなかったよね。1年遅れて翌年に調整したが、1回昇給させたものを前の号数に戻すということとはしなかったはずだ。同じ成績関係のことでも。なんで今回取り扱いが異なるのか。
- 今回学校に負担がいかないよう研究したことはわかるが、退職者について講師で来ているだけなのにそこに行っている。それは今までの扱いとは違う。旧所属ですから。その事務職員に負担がいつてしまう。これまでのセオリーとは異なるのだから、我々と協議すべきではないのか。
- 住民税がらみで地教委の提出した給与支払報告書に対して住民税の新たな決定通知は地教委に送られてくるのか。退職者の場合、その後の処理はどうなるのか。
- 都教委： 所属税の是正は25年分でやるよう税務署から回答があった。
- 退職者については旧所属でやるのが原則だが、新年度に何らかの形で所得が都段階で発生している場合は、その職場で相殺するのが合理的だ。
- 組合： 非常勤教員の場合は、解説書類は非常勤教員の職場に送られるよね。納付書も新所属ですよ？
- 都教委： 納付書は旧所属に送付する。
- 組合： 退職後の職場を持たない方はすべて旧所属となるのだね。
- 都教委： そうだ。
- 組合： 返納に応じなかった退職職員に対する督促はだれがどう行うのか。
- 都教委： 学 校長、給与担当者でやっていただくことになる。都教委が直接請求することはできない。通常の給与上の処理と全く同じだ。
- 組合： 通常現金返納については所属給取に納付書が発行されるが、今回は性格も規模も異なるため、返納者本人に納付書を送付して納付させることをなぜ検討しなかったのか。しかも返さない方については督促せよというんでしょ。それは私たちがやるべき仕事ではない。都教委がやるべきなんではないのか。
- 勤労課長は先ほど今回の事務は通常給与事務の範囲内だと言った。しかしこうした重大な過失がなければこうした仕事は発生しない。一所属での給与担当者の扶養手当の切り忘れとはレベルの違う話だ。
- 一過性の仕事だと言ったが、その仕事をお願いするのであれば、今日の協議も交渉としてきちっと位置付けて余計な仕事をお願いするべきではないのか。私たちは年休を取って来ているが、あなた方は仕事でしょう。失礼じゃないの。
- 都教委： 私が一過性と言ったのは突発的なものも含めて、この給与支給事務は事務職員の業務中に位置づけられているものであって、それそのものが勤務条件に当たるものではないと言っている。
- 組合： 今回の対象者は約1万5千人。今回の対処についてはどういう例が発生してくるか現時点でわからない部分がある。退職者で転居して居場所がわからないとか。今後も問題が発生したときは真摯に協議することを約束してほしい。
- 組合： 一般職員の場合は同意書を提出したら差し引かれる。そして次期期末手当で相殺される。そして住民税も給与支払報告書が地教委から各自治体へ送られ、改定通知が送られてきてマスターで入力すれば終了する。しかし退職者の場合、旧所属に送るとなるとそういう手続きができなくなるということか。所得税の還付や住民税の手続きはどうするのか。
- 退職者はその部分も自分でやるわけ？そんなの納得しないのではないか。
- 都教委： 還付については本人口座が残っていたらそこに還付する。
- 組合： 住民税についてはどうするのか。
- 都教委： 住民税については所得税がすべて終了したのちの仕事となるため、現在検討している。最終的には所属で事務処理をお願いすることになるんですが、どこまで簡便なものとするのかを検討したい。
- 組合： 住民税の還付についてはどうするのか。
- 都教委： 検討中である。
- 組合： このように想定外のことが起こってくる可能性はいくらでもある。その点については真摯に協議せよ。勤労課長は事後処理が通常給与事務の範囲内だと言ったが、一番欠落しているのは私たちは通常想定されている給与事務の範囲を超えた仕事を今回やらされようとしているということに対する認識だ。今後出てくるであろう予測を超えた事態に対して真摯に協議するという姿勢なくして私たちは仕事をすることができない。
- 組合： 税金の還付すら決まっていなのに、協議しないという姿勢そのものが許しがたい。
- 都教委： 所得税は決まっている。
- 組合： 住民税だって15,000円返納だったら、何百円かの還付だが、還付しないわけにはいかないはずだ。その詳細は示されていない。
- この状態ではとても退職者に督促はできない。説明できない。還付について詳細を説明できないのにどうやって返納だけを説明できるわけ？
- 組合： やはり今回の事務処理がどういう性格なのか、再度勤労課で整理してほしい。
- 都教委： いや通常給与事務の範囲内であるから、勤務条件に関わるものではない。だから交渉事項ではない。
- 組合： 現時点で未定である事務処理や想定外の事務処理が発生した場合は私たちとの協議に応じるよう再度強く申し入れておく。この問題は終わっていない。